

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和6年6月27日（木）15:05
小倉北区役所6階 教育委員会会議室

1 開 会

2 案 件

(1) 議案

議案第8号「北九州市社会教育委員の委嘱について」 (生涯学習課長)

議案第9号「北九州市学校給食審議会委員の委嘱・任命について」
(学校保健課長)

議案第10号「北九州市立図書館協議会委員の任命について」
(運営企画課長)

議案第11号「北九州市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表基準に
ついて」 (学校支援担当課長)

議案第12号「北九州市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」
(生徒指導課長)

(2) 協議

協 議 ①「2025年度（令和7年度）に北九州市立特別支援学校・学級で
使用する附則9条本及び高等学校で使用する教科用図書の採
択に向けての進捗状況について」 (学校教育課長)

(3) その他報告

その他報告①「令和6年6月北九州市議会定例会の概要について」
(総務課長)

Ⓢ その他報告②「北九州市公立学校教頭、園長等候補者選考試験実施要綱の
一部改正について」 (教職員課長)

3 閉 会

教育委員会（定例会）

- 1 開催年月日 令和6年6月27日（木）
- 2 開催時間 15:05～16:49
- 3 開催場所 小倉北区役所 東棟6階 教育委員会会議室
- 4 出席者（教育長） 田島 裕美
（教育委員） 郷田 郁子、香月 きょう子、中島 良、清成 真
- 5 事務局職員
教育次長 高松 淳子
中央図書館長 神野 洋一
総務部長 大庭 千枝
学校支援部長 富原 明博
教職員部長 澤村 宏志
学校教育部長 藤井 創一
教育相談・特別支援教育担当部長 有田 勝彦
次世代教育推進部長 丹羽 雅也
中央図書館副館長 竹永 政則
総務課長 久保 慶司
企画調整課長 栗原 健太郎
学校規模適正化担当課長 徳光 崇
教職員課長 岡本 裕史
教育センター所長 砂田 剛志
学事課長 高野 栄二
学校保健課長 中山 賢彦
施設課長 有田 隼人
指導企画課長 浜崎 善則
学校教育課長 武藤 佐予
教育振興担当課長 大石 仁美
幼児教育センター担当主幹 金子 二康
生徒指導課長 山中 孝一
学校支援担当課長 辻 健一郎
学校支援担当課長 中村 国彦
不登校等支援センター担当課長 福嶋 一也
部活動地域移行担当課長 竹中 雅則
特別支援教育課長 森永 勇芽
特別支援教育相談センター所長 北野 里香
次世代教育推進課長 臼木 祐子
教育情報化推進課長 石川 秀一
中央図書館運営企画課長 藤原 定男
中央図書館奉仕課長 綾塚 由美子
北九州市立高等学校副校長 増田 繁雄
生涯学習課長 千々和 圭甫
文化企画課長 楠本 祐子
自然史・歴史博物館普及課長 江藤 博明

| | | |
|---------|----------------|--------|
| | 自然史・歴史博物館自然史課長 | 真鍋 徹 |
| | 学校教育課指導主事 | 篠崎 琢郎 |
| | 学校教育課指導主事 | 岩田 勇人 |
| | 学校教育課指導主事 | 新開 徹 |
| | 学校教育課指導主事 | 平山 幸二 |
| | 学校教育課指導主事 | 坪井 幸次郎 |
| | 学校教育課指導主事 | 渡辺 洋子 |
| 6 書 記 | 総務課庶務係長 | 桑本 清 |
| | 総 務 課 | 中島 遥香 |
| 7 会議の次第 | 別紙のとおり | |

教育委員会(定例会)会議録(令和6年6月27日)

1 開 会

15:05 田島教育長が開会を宣言

2 会議録署名委員の指名

田島教育長が会議録署名委員に、中島委員と香月委員を指名。

以下の案件を非公開にすることを議決

- ・その他報告②「北九州市公立学校教頭、園長等候補者選考試験実施要綱の一部改正について」

3 案 件

(1) 公開案件

議案第8号「北九州市社会教育委員の委嘱について」

本議案の提案理由を生涯学習課長が説明。

[提案理由要旨]

委員2名の辞任に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるため、付議するもの。

郷田委員／委員の方について、特に異議はない。この附属機関の会議での議題内容を、具体的に伺いたい。

生涯学習課長／現在、推進中の「生涯学習推進計画」等について、進捗状況や次期生涯学習計画についての議論等々を行う。

郷田委員／承知した。「生涯学習」は、例えば何歳になっても学ぶというイメージがあるが、そのような視点で、委員の配置は何か特徴があるのか。

生涯学習課長／その通りである。生涯学習は全ての年代を対象として行っており、委員の構成も、学校現場や、家庭を中心とした家庭教育の場からも出いただくなど、意識して行っている。日頃から識見等を深めている、学校や大学の先生方、また、一般の公募委員という、幅広い方々から意見を募っている。

郷田委員／人生100年時代と言われる中で、「年齢を重ねても」という視点も強く、社会的にも関心が高い。参考意見であるが、そのような団体の方が参加しても面白い。

原 案 可 決

その他報告①「令和6年6月北九州市議会定例会の概要について」

総務課長が報告。

[報告要旨] 以下の項目について報告。

令和6年6月北九州市議会定例会の概要について報告。

中島委員／27ページの「不登校児童生徒の健康診断」の件であるが、年度初めに健康診断について多く案内しても、養護教諭は非常に多忙であり、各家庭もたくさんの書類や作業に追われ、双方が1つ1つに気を配ることは大変だと思われる。例えば、他都市で実施している不登校児童生徒の健康診断や健康管理について、参考例があれば教えていただきたい。

学校保健課長／他都市の例を回答する。今回の事案について紹介いただいたのは、大阪府吹田市の事例である。吹田市では、不登校児童生徒の定期健康診断で、市内の学校医の先生方を受診すると、その費用を補助するという制度を持っているということである。これが1つの参考になるが、全20政令市の中で、このような制度を持っているところはない。従って、先ほどの報告にあった、議会での教育長の答弁にもあったように、他都市の動向や、関係機関の意見も伺いながら、どういうことができるかを今後検討していきたい。

中島委員／保護者や家庭への啓発という意味では、やはり年度初めに行うのは少し厳しい面があると思う。不登校の定義としても、年度初めは不登校とカウントできず、前年度不登校であった児童に、「来年度の健康診断を受診してくださいね」と、年度末や年度初めに連絡できる方法を考え、なるべく抜けがないようにすることが必要である。これは意見である。

続けて伺いたい。教育にかかる費用で、無償化に関する質問があった。もちろん答弁にあったように、予算の関係や、無償化することが子どもたちのためになるのか検証することは必要かと思うが、議員の質問にあったような、給食や教材教具を無償化するとしたら、どのような手続きを踏むことになるのかをご説明いただきたい。

誰が政策を立ち上げ、どのような流れで進み、教育委員会としてどのように関わるのか、流れが分かるとイメージしやすいので、お願いしたい。

田島教育長／質問を整理すると、もしもその制度があれば保護者はどのような手続きをすることになるか、ではなく、行政としてその政策を実現していくための手続き論ということか。する・しないではなく、一般的な予算化はこういう形で進める、という意味でよろしいか。

中島委員／そうである。

学事課長／学用品については、数字の概数や諸々の金額を算出し、その分の予算を市から学校に渡す。そこから、学校で子どもたちの分を買ってもらうという流れになる。

総務課長／全般的には、まず無償化するかどうかの意思決定があると思うが、それを教育委員会から行うのか、市長からの発案であるかというのがある。それが意思決定されれば、財政・市政変革局へ予算要求をする。

その要求の中でやり取りをしながら、「では、無償化を認めるが、実際お金がどれぐらいかかるか」という検証が必要になる。そこで、「実際は20億かかりますよ」となった時に、「本当に今、これをしますか、しませんか」という政策的な判断は、市長と教育委員会の間で、予算折衝の中で協議をしながら進めていくものである。

それがもしも、無償化しましょう、と決定すれば、例えば給食であれば、給食費を家庭から徴収しない。その代わりに、実際に発生する材料費等については、学校給食協会へ市からお金を払うという形である。

また、学用品に関しての方法は様々ある。例えば、貧困家庭については「就学援助」というものがあり、それは別途、ご家庭から書類を提出していただき、認

可された家庭からは貰わないという形である。今後、もしも学用品が無償化となる場合は、校納金を徴収しないという形で、就学援助の幅を大幅に広げて、ほとんどの方がその対象になるように、いろいろ考えなければならないところはたくさんある。

中島委員／何となくイメージが付いた。この議員の質問は、「まず意思決定をなさい」というニュアンスで言われているのか、また、ここでそういう決定をする必要があるのか、全体的な流れが分からなかったので質問させていただいた。

田島教育長／1つ、これは法的に整理しておかなければならないが、教育委員会というのは「行政委員会制度」なので、独立の行政機関である。いわゆる市全体の予算を総括的に担われている市長は、予算調製権者であり、予算をどう配分するかは権限を持っている。そこだけは、根本は変わらない。

中島委員／承知した。

清成委員／先ほども質問があった、不登校児童生徒の健康診断について。

不登校児童生徒については健康診断に限った問題ではなく、大事な教育を受ける機会、あるいは学校に登校することで培われる友達同士のコミュニケーションや、社会性を学ぶ機会を、ある意味失っている状況にある。この不登校児童とその保護者と連絡を取り合う、直接の窓口になっているのはどこなのか。教育委員会のどこかの部署か、または各学校の担任の先生なのかを伺いたい。

田島教育長／今の質問の整理であるが、教育委員会内の窓口か、それとも学校の窓口はどなたかということであるか。

清成委員／保護者と直接連絡を取り合っている窓口は、教育委員会事務局なのか、学校なのか、別のどこかなのか、という質問である。

生徒指導課長／不登校児童生徒については、まず起点は学校になる。担任の先生や、児童生徒支援加配の先生、また、管理職や生徒指導主事・主任というような役割を担った者が直接対応している。そのあとに、例えば「未来へのとびらオンライン授業」や「教育支援室」での対応が必要になれば、関係機関の職員と家庭が連携し、また、福祉・医療等のサポートが必要な場合は、スクールソーシャルワーカーが連携をするという形で、連携の幅を広げていると聞いている。

清成委員／では、その項目ごとに誰が連携するかが変わるという理解でよいか。

生徒指導課長／その子が抱える悩みや、家庭的な背景などにより、関わりを持つ者を選択して対応している。

清成委員／今の話で言うと、例えばこの健康診断の問題は、どこが対応するのか。

田島教育長／この質問が出た際、答弁の過程で学校保健課と現場の話を情報収集した中では、基本的に健康診断は養護教諭が窓口であること。学校によっては、登校することで友達と接触したくないという不登校の児童は、時間をずらして他の子と会わないようにしたり、あるいは、養護教諭が結構な頻度で接触を図るために、検尿などの検体をわざわざ自宅まで取りに行くなど、学校現場の実態は伺っている。

学校保健課長、他に何かフォローはあるか。

学校保健課長／フォローということではないが、教育長から答弁されたとおり、分野において担当の教員がおり、健康診断は養護教諭が担当している。家庭との連絡を担当が行う場合もあるが、養護教諭が直接子どもや家庭に連絡を取るケースもあり、個々の学校の実情に応じた対応を取っているのが実態である。

清成委員／健康診断は各学校ではなく、同じ時期に一斉に実施するのであれば、統括できる大きな場所で実施する方が養護教諭の負担も軽減できると思った。自分も詳しくなかったが、今の説明で理解した。

2点目の質問だが、今回の市議会でも初代門司駅関連遺構に関する話が出ていた。

新聞に、イコモス本部の会長が「重大な懸念を表明する」という、緊急声明が出されたという記事があったが、この「重大な懸念」ということと、いわゆる「ヘリテージ・アラート」とはどういった関係になるのか、説明していただきたい。

文化企画課長／本日午前中に、日本イコモスの方を通じて、この意見表明という文書をお預かりしている。

この中で、翻訳した文書もいただいているが、冒頭に「初代門司駅遺構がさらされている急迫かつ不可逆的な脅威に対して重大な懸念を表明します」というようなことが書かれており、最後のほうに要望として「初代門司駅関連遺構を破壊する決定を直ちに凍結し、開発計画を見直し、遺構の包括的な保存を優先することを緊急に求めます」という内容になっているので、重大な懸念というのはそうしたことではないかと考えている。

また、ヘリテージ・アラートが発出されるのかは、こちらの文書の中に「この懸念が考慮されない場合は発出を示唆」とされているようであるが、その関係性について我々は、明確な把握はできていない。

清成委員／今日の今日で、詳しい説明は難しいと思う。次回の教育委員会会議で結構なので、今回の緊急声明の詳細や、これを受けての今後の方針等について、ご説明いただきたい。

田島教育長／ご意見ということでよろしいか。

清成委員／意見である。

香月委員／話を戻すが、よろしいか。不登校児の健康診断についてである。

私も、学校医として健康診断を2校ほどで行っているが、6月末日までに行わなければならないという規定があり、非常にタイトなスケジュールで学校サイドも学校医サイドも行わなければならない現状がある。大勢の生徒を一度に診るので、大規模校になると、よくないと思うがベルトコンベア的に行うことになる。

そういったところも踏まえ、不登校児は発達障害が絡んだ子どもがかなり多く見られ、体に触れられることを非常に嫌がる子どもおり、自分の担当校は特別支援学級もあるが、登校していてもなかなか検診にまで至らないケースがかなりある。だから、その子がその気になった時は検診ができるが、そうでない時はできないという現状もあり、これを一律に取り扱うというのは非常に難しいと考えている。

全国で初めてだと思われる吹田市の事例があるが、結局、学校医が検診できればそれにこしたことはないが、かかりつけ医が行うのが最良だと思う。意見である。

田島教育長／香月委員の経験則で構わないが、そういう、例えば発達障害のお子さんは、やはりかかりつけ医だと落ち着いて受診してもらえるケースが多いということか。

香月委員／関係性にもよると思が、信頼関係ができていくかかりつけ医の先生であれば、診させてくれる可能性は高い。

田島教育長／承知した。香月委員から質問はよいか、今のは意見であるか。

香月委員／意見である。質問は、答えが出ないと思うので。

田島教育長／私からも質問したい。今、香月委員からのご発言で、健康診断は6月末までに済まなければならないというのは、法律で決められているものだったか。

香月委員／その通りである。

学校保健課長／法律に基づいて、1学期の6月末までに行っていただく。ただ、コロナの期間は若干延長していたが、基本的には6月末で済ませるようにお願いしている。

田島教育長／承知した。

報 告 終 了

議案第9号「北九州市学校給食審議会委員の委嘱・任命について」

本議案の提案理由を学校保健課長が説明。

[提案理由要旨]

委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱・任命する必要があるため、付議するもの。

中島委員／2つの質問がある。

1つ目に、2年前の改選時も同様であるが、このように推薦が遅れるということが結構多いように思う。そういう時期なのか、それとも今回たまたまなのかを伺いたい。

2つ目は、女性参画率の計算について、自分が聞き逃したのかもしれないのもう1度伺いたいのだが、これはどの7名で計算したのか。7月1日時点で、まだ推薦が終わっていないので、前任から引き継ぎの人で計算してこの参画率を計算しているのか。

何か次に活かしたいということがまだ決まってないので、正確な次の人たちの参画率を計算できないのに、どういう位置づけなのかがうまく呑み込めなかった。その辺りを教えていただきたい。

学校保健課長／推薦の遅れについて、2年前もやはり同様に、市医師会の役員の改選や、市PTA協議会の役員の改選などが重複する状況があった。これは、どうしても6月の時期に間に合わなかったこともあり、前回は2回に分けて承認をいただいた経緯がある。

今年度については、大学2校からの推薦が若干遅れている。例年、女性の委員の先生からご推薦いただいているが、今回はなかなか難しいということで、「選考に時間が必要である」と承っている。改めてこちらから、女性委員の推薦にご協力をいただきたいとお願いしている関係性もあり、少しお時間をいただきたいとのことなので、了承したところである。

続いて、女性参画率の計算の仕方であるが、これは新任の委員と、前任のまま引き継いでいる委員がいるので、その方々を全てカウントしている。

表で言うと、資料の3ページをご参照いただきたい。まず藤沢加代委員、そして大学は2名とも女性なので、そのまま引き続き女性の2名、また、新しく任期の定まった学校給食実施校の小学校校長が2名、最後に市PTA協議会の役員2名、合わせて7名、これが15名中の7名としてカウントしている。

中島委員／法人などは特に、6月に理事会が開催されることが多いようなので、この時期に毎回延長するのであれば、今後は1、2ヶ月任期をずらしてもよいのではないか。

女性参画率については、前任者が一旦引き継いでいる分なので、実際にきちんと決定した後に改めて計算し、それが目標達成していなければ次回の課題にする、ぐらいの報告でもよかったのではないかと思う。単純な意見である。

香月委員／補足である。北九州市医師会であるが、薬剤師会、歯科医師会等も大体2年に1回、総会で理事などが交代することになっており、大体6月末までにそれが行われるため、こういった委嘱は中島委員が言われるように、本来であれば時期を遅らせたほうが、「またあとで来ます」のようなことを言わなくて済むと感じる。

田島教育長／そもそも任期が7月1日スタートというのは、教育委員会の内部規定に根拠があるのか。

学校保健課長／過去の経緯も含め、7月切り替えによる6月末とさせていただいているが、法律上の規定があるわけではない。あくまでも所管で任期を定めることができる。実は内部でも、任期の変更をしたいという意見も若干あったが、今回は間に合わず、申し訳ない。

今回の教育委員会会議の中でいただいた皆さんのご意見も踏まえ、任期の設定の仕方については適切に、なるべく1回の報告でご承認をいただけるように、我々としても精査に努めてまいりたい。

原 案 可 決

議案第10号「北九州市立図書館協議会委員の任命について」

本議案の提案理由を運営企画課長が説明。

[提案理由要旨]

委員1名の辞任に伴い、新たに委員を任命する必要があるため、付議するもの。

原 案 可 決

議案第11号「北九州市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表基準について」

本議案の提案理由を学校支援担当課長が説明。

[提案理由要旨]

文部科学省のガイドラインに基づき、本市におけるいじめ重大事態の調査結果を公表するにあたり、公表基準を定める必要があるため、付議するもの。

中島委員／この「いじめ重大事態の調査結果の公表」については、結構自治体によりバラバラである。自分も調査委員の経験はあるが、どのように公表するかも調査委員の判断に任されることが多かったので、このように自治体でガイドラインを定めることは、調査に協力してくださる第三者委員にとっても、調査をスムーズに進めるためにも、とても重要なことだと思う。

全体的にこのことについて賛成したいと思うが、1点確認させていただきたい。報告書の範囲をどのように定めているかということについてである。色々な自治体の例を見ていると、報告書に「付録」が付いている場合がある。例えば「会議の開催日程について」を別表で付録として付けるとか、何かの資料は別表で付録として付けるなど、過去に私が見たものであるが、そのような付録まで公表の範囲とするのか、それとも報告書の本文だけを公開の範囲とするのか、その辺りの定めがあれば伺いたい。

学校支援担当課長／現状は本文、提言のところまでと考えている。

中島委員／私もそれで問題ないと思う。もう1つ意見がある。今回のガイドラインに直接触れるものではないが、資料の3ページ、「調査の流れ」の中に、意向確認・経過報告のタイミングのところの①で、「調査意向の確認」というものがある。

私が実際に経験した調査委員会や、同じ心理士同士で情報交換をした際に、被害者本人やご家族に意向確認をしても、うまく伝わっていなかったり、調査依頼があるのに調査の場面に出てきていただけない・協力していただけないなど、様々な問題で、調査がスムーズに進まないことが調査委員会の中で課題として上がっている。ガイドラインには、「こういったことについて了解を得ましょうね」と、記載されてはいるが、やはり口頭で伝えてもなかなか伝わらないことがあるので、今後は、事前にそのような内容も、紙面にて1個1個確認をしてから、調査組織の設置という次のステップに行く必要があると思う。

この事を踏まえ、意向確認①では、どのように被害児童生徒やその保護者に対して意向確認を行うか、手順が定められているのなら教えていただきたい。意見というよりも質問になったが、そのような手順があると良いという意見である。

学校支援担当課長／現状、ガイドラインでは、重大事態が発生した状況において、まず最初に速やかに事案の根拠や、調査の目的、調査組織の構成に関する意向の確認を行う。調査事項の内容により、調査主体をどこにするのか、委員会設置か、設置者なのかを検討する。対象組織が決まった段階で、決定した構成員についての説明と、メンバーについてもそれぞれ、2段階で考えている。

「調査方法・対象者への意向の確認」については、ご本人へきちんと示しながら、1つ1つ確認・チェックをして、同意をいただく形である。

中島委員／丁寧に対応されており、安心した。

付け加えると、本市は調査組織の手順が少し複雑だと思う。いじめ問題については、「いじめ問題専門委員」が調査する場合と、「臨時委員」が調査する場合がある。特に、「いじめ問題専門委員」は保護者も担当しており、それが第三者性をどのように担保するかも難しいと思われる。その辺りは、他都市と少し違った構成になっていることをご理解の上、被害児童生徒と保護者に説明されるとよいと思う。

田島教育長／私からも質問であるが、基本、専門委員が直接調査するというのは、条例改正のあとはなかった気がするが。

学校支援担当課長／現状、第三者委員会は「臨時委員」ということで、専門性のある方、例えば弁護士や臨床心理士の方を中心に調査を行っていただいた後に、「いじめ問題専門委員会」へお諮りする形を取っている。一番最初の委員会設置者については、専門委員会で調査を行うことはあるが、それ以降については、臨時委員の方を中心とした「第三者委員会」という形でもしていただいた。

中島委員／質問である。法律と他の自治体の例だと、いじめ問題専門委員に該当する委員会が、28条の調査委員会にスライドすることができると思うが、本市ではそのような条例になっていないということか。このあとの議案の件で、条例を載せていただいている。第2条の(3)に、法28条第1項に規定にする、「重大事態に関することを審議する」というのは、調査委員会として調査をするという意味ではなく、今言われたような「臨時委員の報告について審議する」という範囲内であって、本市では14条3項の委員会が28条の委員会になることはないということか。

学校支援担当課長／現状、いくつか案件があり、その案件ごとに臨時委員の方へお願いし、調査していただいた上で、調査結果を本体の「いじめ問題専門委員会」で見いただくという形を取っている。

中島委員／承知した。

田島教育長／イメージとしては、「親委員会」があり、その下の「子委員会」という分科会のような形があり、その「子委員会」で具体的な調査をして、「親委員会」に戻すというイメージでよいか、有田部長。

教育相談・特別支援教育担当課長／その通りである。

郷田委員／2点質問がある。1つ目は、1ページの下から3行目、「調査結果に係る所見をまとめた文書を提出できる旨を説明し、1ヶ月の期限を設けて提出を求める」と書かれているが、これは被害者児童生徒及び保護者から所見が出るということになると思うが、こちらの扱いはどうなるのかを伺いたい。

2つ目は、3ページの調査結果に係る「所見」の提出、それから市長部局による「再調査」の検討ということであるが、ここに該当するという認識でよければ、市長部局で「所見」を確認した後に再調査するかどうかを検討し、どのようにするかという結論になるのかと思うが、その認識でよろしいか。

学校支援担当課長／委員のおっしゃるとおりである。「所見」で提出されたものを添えて、市長へ報告するという形である。

郷田委員／とても心情的なものが絡む案件が多いと思うので、やりようによっては、かなり長引いてしまう形式になるのではと危惧したが、市長部局で判断されるということを理解した。

2つ目に、基本的な質問になって申し訳ないが、学校設置委員会の場合と、そうではない場合があるが、どの場合にどちらにするという判断基準はどのようにされるのか。と言うのも、学校設置委員会になった場合、校長先生から様々な説明をされる形との記載があり、非常に負荷が高い印象を受けたので、伺いたい。

学校支援担当課長／基本的に2号事案、不登校の事案というのが基本的に学校設置になると考えている。

1号事案の場合、いじめ等についてはいくつかあり、本市では第三者委員会方式を取っている。それに第三者、教育委員会等の指摘もあるが、例えば自殺未遂等も含め、いじめ等の重大な事態に陥ったものについては委員会設置という形で考えている。

郷田委員／不登校になった場合というのは、いじめが原因で不登校になったとの認識でよいか。

生徒指導課長／いじめの重大事態には、法に基づいて2種類ある。

1号事案は、生命、心身、財産の重大事態として、本人の命が脅かされるような状況や、転校を余儀なくされる事態である。また、お小遣いや、自分の持ち物などの損失を大きく受けた場合も1号事案となる。

2号事案は、いじめが原因で学校に来られなくなったり、不登校になった児童のことである。

国のガイドラインに基づいて行くと、不登校重大事態というのは、学校に来られなくなった者の問題を早急に解消することが目的のため、学校設置で速やかに学校に調査組織を設置し、調査を行い、解決に向かうようにとのことで、不登校重大事態については、学校設置型の調査が望ましいとされている。

それに対して、生命、心身重大事態については、その因果関係まで深く、専門的な知識を持つ者が検証し、原因を究明して解決に向けて進んでいくことで、第三者組織による調査が望ましいとされている。

調査にあたっては、被害に遭われているご本人と保護者に向けて、二通りの調査主体を説明し、そのメリット・デメリットもしっかりと説明した上で、ご希望する調査組織形態に応じて対応するようにしている。

郷田委員／国の指針とのことなので、これは感想というか意見である。すごく複合的になる案件の中で、学校との信頼関係がいろいろと絡む中、どういった体制がよいのかは様々あると思うので、事例を重ねる中で、よりよい形になるとよいと感じる。

清成委員／1ページ目の「被害児童生徒等に対する意向確認」について、下から6行目に、「報告書完成後の説明については、報告書原本で行う」となっているが、この報告書原本とは、公表版の調査報告書とは違うものという理解でよいのか。

学校支援担当課長／原本については黒塗りをしていない、そのまま調査委員会に渡したものである。

清成委員／そうすると、もろにそのままの原本を被害者側にお見せするということか。続けて読むと、「公表前に、被害者側に資料を提供することになるため、報告書の取扱い云々」と書かれてあるが、被害者には報告書原本のコピーを渡すのか、原本を用いて説明するのみでコピー等は渡さないのか、どちらの取扱いになるのか。

学校支援担当課長／実際は、委員会からいただいた原本のコピーをお渡しする形である。

清成委員／では、被害者の方が報告書の原本を持っているということになる。もちろん、ここではSNSへの発信や、さらにコピーする行為、他人への譲渡等は禁止されており、記載もされている。しかし、例えば「裁判をしたいので裁判の証拠としてこれ使いたい」というように、裁判所への提出となると、これはOKという扱いなのか、「裁判所というのは公開法廷なので、公開の裁判所に出されるわけにはいきません」ということでNGなのか、いずれになるのか。

学校支援担当課長／基本的には、そういったことに使っていただきたくないという記載をしてお渡しする。関連する業種の事業所へもSNSで上げない等、禁止事項を記載されたものにサインをいただいた上でお渡しするが、実際は他都市、もしくは国のいじめ対策協議会の議事録等を見ると、そのような事例もあると委員の方から伺った。

清成委員／北九州市教育委員会としては「してほしくない」という、お願いベースなのか、厳しく「禁止です」という形で渡すのか。例えば捜査機関から提出を求められることも想定して、その場合は渡すことを許すか、許さないのか、いずれであるか。

学校支援担当課長／基本的には「しないでください」と、お願いをして渡している。ただ、実際どうされるかについての義務付け、罰則はないため、その実態は把握できていない。

清成委員／承知した。

田島教育長／清成委員はどちらが望ましいというご意見であるか。

清成委員／もちろん中身にもよると思う。黒塗りにしたところで、結局そういう形で表に出てしまうと、公表版を作成する意味が一体何だったのかとなる。本来、説明は原本を使ったとしても、それが使用されてしまうことを事実上防げないのであれば、公表版の黒塗りのものを渡すほうがよい。

ただ、公表版を渡すにせよ、何せ被害者なので、様々なご意見があるかと思う。裁判で使われるとなると、公開法廷なので、基本的には公表されたのと同じ効果があり、その辺りが少々気になる。これは意見である。

田島教育長／具体的なやり方についてはもう少し、詳細を再度検討する余地はあると思うが、原則、この形で行かせていただく基準である。

原 案 可 決

議案第12号「北九州市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」

本議案の提案理由を生徒指導課長が説明。

[提案理由要旨]

委員の辞任に伴い、新たに委員を任命する必要があるため、付議するもの。

中島委員／賛成の立場での意見として、前任者の三好先生は、別資料の「学校給食審議会」の委員もされており、多重に本市にお力添えいただいていたと思われるので、先生のご負担を考慮して、新しい方に委嘱するというのは賛成である。

香月委員／私から説明させていただくが、三好先生は学校保健関係で担当理事をされており、三好先生が医師会理事長を辞められるということで、山下先生へ変更となった。山下先生は小児科医で、三好先生は小児にもご造詣はあるが、基本内科医であるため、私としては望ましい変更だと思っている。

原 案 可 決

協議①「2025年度（令和7年度）に北九州市立特別支援学校・学級で使用する附則9条本及び高等学校で使用する教科用図書の採択に向けての進捗状況について」

本議案の提案理由を学校教育課長が説明。

[提案理由要旨]

特別支援学校・学級で使用する附則9条本及び高等学校で使用する教科用図書の採択に向け、進捗状況について協議するもの。

田島教育長／教科書を教科ごとに、全て回していただきたい。

中島委員／質問である。高等学校の説明の中で、履修学年の変更など、いくつか採択するための理由を伺ったが、論理国語だけは生徒の実態となっている。この生徒の実態が、具体的に何を指すのかを教えていただきたい。

北九州市立高等学校副校長／論理国語については、昨年度に教科書を変更している。その大きな理由の1つとして、令和6年度入学の生徒が来年度、どの教科書を使うのかというところで、この論理国語が挙がっている。

それは、「普通科」から「未来共創科」へと、学校の目標とするものが大きく変わり、現在の2年生、1年生も変化に影響を受けており、昨年度使用していた教科書を変更する必要があるのではないかという、疑義が生じたためである。

学校の目標が変わることで、多様な生徒が入学してくる。入試選抜では、令和5年度はこれまで通り「特色化選抜」を行ったが、令和6年度の大きな改革として、新しく「コミュニケーション重視型選抜」というものを実施した。他校にはないやり方で、6名のグループが、その中で協働しながら1つの課題に到達する。そのワークを見て、生徒の評価を行う内容である。

また、当初、今までと同じ教科書を使う予定であったが、学びを進めていくうちに、多様な生徒がいることにより、その幅広い生徒層に対応できる教科書を選定する必要もあるのではないかと、との疑義も生じた。そのため、ここでまた再度教科書を見直し、令和6年度入学の生徒に相応しい教科書を、改めて令和7年度に採択することを検討した理由である。

学校教育課長／今、「多様な」「幅広い」という話があったが、より探究的な、そして社会と繋がるようなテーマについて自分たちで考え、実行していく生徒を育てていきたいという理念の下に、利用される国語科の教材やテーマは社会と繋がるものである。また、よく文種とも言われる文の種類、実用的な文章からレポートまで、種類が多様に幅広く、選択しながら学習できる内容であることを説明差し上げる。

郷田委員／今の質問に関連し、昨年も「未来共創科」になることが予定されていた中で、新しい教科書を準備していたが、実際に生徒が入学すると想像を超えるものがあり、改めて選定をし直す状況になった、という感じか。

北九州市立高等学校副校長／先ほどの質問であるが、昨年度の一般入試の選抜方法で言うと、一昨年の令和5年度の入学者に比べ、平均点が30点高くなっている。我々がこの教科書を採択する前の話であるため、そのような状況を把握していなかった。その上で、武藤課長が申し上げたように「学びの多様性」という意味で、入学してくる幅広い新入生たちへ対応すべきだと考え、採択をした次第である。

郷田委員／スピーディーに対応されていくことが素晴らしいと思った。

1つ質問であるが、資料3の中で観点は、「情報ビジネス科」も「未来共創科」も、同様に1から5で判定をされているという理解でよろしいか。

この5つの柱というのは、どのような教育に対しても重要なことだと思うが、新しい市立高校の特徴がとても強い中で、このまま同じ尺度で計ってよいとする判断をされた理由を伺いたい。

北九州市立高等学校副校長／3ページの資料3の「5つの判断基準」は、福岡県の教科書採択の委員の中でこのような大きな判断基準があり、北九州市の中では、この5つを引用して取りまとめたものである。

ただ委員のおっしゃるとおり、新しく「未来共創科」が進むにあたり、教科書の選び方は変わっていかねばならないと思う。

その中で我々は、最上位目標として「生きる力を育成すること」を掲げている。その下で、スクール・ポリシーという、どのような生徒を育てていくかを設定しており、これに合う学びとして、より多様な学びが必要だと考えている。

例えば国語科では、表現力、読み解く力が大切になる。これは、我々が求めている「未来共創科」も「情報ビジネス科」も同様に、表現する力は当然大事なものであり、特にアウトプットする意味では、これを基礎としてどの学科もしっかり身に付けたい。例えば4、5ページに示されている1番から5番の観点で、基礎・基本であれば1という観点になる。これを重視して、どの生徒もしっかりと基礎・基本を重点的に学び、強化して身に付けていく。

また、公民についての観点で言うと、教科では、5番の「発展的内容」を重点的に考えるようになってきている。内容は、「ディベートができる、対話する活動、相手の視点をどのように取り入れて自分で発言するか」というところが、より読み取りやすく、対話しやすい学びができる教科書を選んでいく。

郷田委員／いろいろと考えて、判断されていることが分かった。「未来共創科」という新しい科になり、スクール・ポリシーとしても特徴のあるものを使っているので、この観点などが法律上どこまでできるのかは詳しくは分からないが、市立高校らしいものを基準として、先々持たれてもよいと感じた。こちらは意見である。

田島教育長／こういう質問をしてよいか分からないが、未来共創科、普通科とあり、3年生は結果的に普通科ではないか。普通科用の教科書を選んでいくが、それは今の流れからすると来年の今頃、次の3年生の未来共創科のためにまた、教科書採択をしなくてはならないのか。

北九州市立高等学校副校長／入ってくる生徒によって、教科書は変えなければならないと思っている。例えば、入学した1年生がどのように変わるのかは我々も意識しているので、そこに合わせて、先ほど委員からもご意見をいただいたように、スピーディーに変えていかなければならないと思っている。

中島委員／確認であるが、県立高校ではなく市立高校であることの利点を活かし、入ってくる生徒に応じた適切な教科書を、よりスピーディーに変更することができるというのも、魅力の1つと考えてよいのか。

北九州市立高等学校副校長／当然、採択にあたっては、やはり我々が直接目で見ている生徒であるという、強みがある。現在、我々は市立高校が1校であるが、その中でどう考え、判断していくかである。ただ、多様に変化する社会を見ると、これからもスピーディーに、その時々合った教科書を選別することを今から考えていく。

中島委員／特別支援学校について質問である。今回、文科省から出されている5つの中に、体と性のことが挙げられているのはとても大事なことであるが、これに関連する質問である。

「自殺予防教育」は、特別支援学校であっても実施しているが、自分はスクールカウンセラーとして、Ⅲ課程、Ⅳ課程の子に通常想定されている自殺予防教育を行うことは、時代に則していないのではないかと思います。やはり、それに則した自殺予防教育をする必要があると考えており、自分を守るとか、自分のことを知るとか、そういったことに関する教育をして、本当に嫌なことは、きちんと嫌と言える子に育てることが必要だと思う。そういった観点で、今回選ばれている図書はあるだろうか。

特別支援教育課長／資料6の21ページを参照。令和6年度使用の一般図書一覧の中に、保健体育の教科として選ばれていた書籍がそこに載っている。

その中には、自分と仲良くすること、気持ちを伝え合う友達関係について学んでいくことも含まれている。それらの本から、暮らしに役立つ保健体育の本、そして赤ちゃんのための絵本「はみがきしゅわしゅわ」など多岐に渡り、自分の体

を大事にすること、コミュニケーションを大事にして自分の気持ちと向き合うことなどが、発達段階に応じて多様に選べる構成となっている。

今回、調査研究を進めている本についても、障害の重度・重複化に対応した本として、体のことを学ぶ観点から、調査研究を進めているところである。

中島委員／とても大事な観点を持って、設定されていると感じた。これを実際に使用する先生方も、そのような観点で使えるように啓発していただけるとよいと思う。

香月委員／特別支援教育について質問である。既に決定したことであるが、9条本の選定を挙げている。それぞれのお子さんの特質で、どうしても実態に合わない場合は、例えば校長、最終的には教育委員会まで上げて、これを使ってよいかを確認するシステムはあるのか。

特別支援教育課長／委員がおっしゃるように、自宅の訪問教育は、その日にご機嫌の具合がどうかを数値的に、バイタルで確認しながら教師が働きかけを行う。語りかけたり、読み聞かせをするタイプの授業を行うお子さんたちへの教科書選定というのは、非常に難しくなる。

そこで、1年ごとに教科用図書を選ぶのではなく、個々の緩やかな発達に応じて、2年に一度教科用図書を選んでいくサイクルのお子さんもいる。2年かけて、その1冊の絵本をゆっくりゆっくり読んでいく、または同じ本を読み聞かせることで、もしもそのお子さんがご機嫌であるということが脈拍数などから分かるような状態であれば、同じ本を読み続けて体調を安定させていくという取組に、教科用図書が使われている。

また、この一覧の中にない本については、前年度に審査を行った段階にて、そのお子さんのために必要であると分かった時点で、特別支援教育課がその図書を採択する理由の協議をしっかりと行い、県へ申請する流れになっている。

香月委員／承知した。採択本だけではなく、その方の実情に応じて対応していることを聞いて安心した。

もう1つ、中島委員が言われた最後のページであるが、その中に性のことについての項目がないように思われた。そこで、この文部科学省が推薦する「だいじだいじどーこだ？」という本のことを以前から知っていたが、これは非常に良い図書だと思うので、ぜひ選定していただけたら良いと思う。意見・要望である。

協 議 終 了

(関係者以外退出)

(2) 非公開案件

その他報告②「北九州市公立学校教頭、園長等候補者選考試験実施要綱の一部改正について」

教職員課長が報告。

[報告要旨] 以下の項目について報告。

北九州市公立幼稚園の廃止に伴う実施要綱の改正を報告。

報 告 終 了

4 閉 会

16:49 田島教育長が閉会を宣言